

令和5年度 第二回通常総会 議事録

議事録作成 Emichan 乾 清重

令和5年12月9日(土) 14時～17時

ホテルキャッスルプラザ多賀城 2階会議室

【赤石理事長挨拶】

本日の議題は、第1号議案は令和6年度事業報告ならびに令和6年度予算に関する件、第2号議案は井上会員除名決議案の件でございます。よろしく御審議いただきたい。この件に関して、総会でA栈橋の帰属に関して、法的なことで解決するとお約束しました。セイルヨットとの調停に入ったが、調停は破棄されまして裁判となりました。そして裁判の結果、裁判官の和解提案を受け入れて和解をした。全経過、以上の経過はホームページに記載されている。会員であればどなたでもご覧いただける。いろんなことがあったが、今年も暮れようとしている。また来年もよろしくお願ひしたい。

【総会成立確認】

木村総務理事より報告。会員総数89名、現時点で出席者19名、他にまだ到着されていない方が若干名あり。委任状提出40名、合計59名で定足数の半数を超え、総会成立が確認された。

【議長、書記選出】

赤石理事長からベイシベルの森田会員が議長に指名され、議長からEmichan乾会員が書記に指名された。

【審議事項】

第1号議案 令和6年度事業報告及び令和6年度予算に関する件

第2号議案 井上会員除名決議案の件

【井上会員資料配布】

総会に先立ち、井上会員から、10項目にわたる井上会員除名決議案の件について 資料、井上馨代理人弁護士 小関眞氏作成の御通告資料、宮城外洋帆走協会定款抜粋 資料の3点を綴じた資料が配布された。(添付資料参照)

【井上会員要望 7について】

10項目にわたる井上会員除名決議案の件について 資料の7番目に記載されている、議事録音許可について、議長より禁止したい旨提案があり、賛成多数で可決された。

【第1号議案審議】

第1号議案について、木村理事から総会資料に基づき説明がなされた。最初に各委員会の活動計画が説明された。泊地委員会活動の内、A栈橋掘削予定に関して、井上会員より、掘削対象となる艇がどれか、受益者の負担は無いのかが明確で無いことについて質問があった。これに対し、5月になると、嵯峨、エスポワール、KAYA、ベイシベルの4艇のキール乗り上げが確認されており、約140万円の予算で掘削を行う予定であることが説明された。年々浅くなっているため放置できない旨説明された。また、掘削の進め方について計画を練りたいとの説明があった。

続いて、予算案が配布資料に基づき説明された。井上会員からA栈橋に臨時係留した艇に対する係留料徴収が不十分になっているのではとの質問があった。木村理事から、連絡

が来れば請求できているが、未徴収の艇がないようにしていくとの説明があった。乾会員から、申告せずに上架をして、しかも上架艇担当者に請求しても費用支払がされないまま滞る案件が数多く発生している。MORC収支に悪影響を及ぼしているだけでなく、請求を再三させられる事務局にとって多大な負担になっている。今後上架について後払いではなく、前払いでの対応について検討要請があった。井上会員から、払っていないのは自分であり、なるべく早く支払いたいと考えているとの話があった。

玉谷会員より、B栈橋に関して支出項目があるのに収入が記載されていないことについて質問があった。赤石理事長から、A栈橋からセイルヨット取扱艇をD栈橋に移動したことに伴い、B栈橋を延長した部分に6艇を係留し、従来B栈橋に3万円で係留する予定となっていたとの説明があった。木村総務より、延長B栈橋をMORCがY23部に貸し付けた形になっているので、その年間利用費用を延長B栈橋償却原資として支払っていただく計画との説明があった。井上会員から、B栈橋の帰属に関する質問があり、赤石理事長からB栈橋所有者がMORCである旨説明があった。

熊谷会員から、D栈橋水域占用料について質問があり、井上会員からD栈橋設置について港湾から海面使用について、MORCが代表で一本化することを求められた結果であることが説明された。またD栈橋設置にあたり、MORCから設置については自分たちのお金で設置するならば勝手にすれば良いと言われていた。またD栈橋利用者については、MORC会員になって欲しいとの要請があったので何人かの栈橋利用者にMORC会員になってもらっている。D栈橋に関して、セイルヨットが宮城県港湾担当者と直接やりとりすべきものと考えている。D栈橋はセイルヨットとファクトリーマリンで作ったものである。年明けに港湾事務所と協議する予定であるとの発言があった。赤石理事長から、宮城県港湾事務所からD栈橋について、MORCを通じて登録して欲しいとの要請があったとの説明があった。D栈橋利用者についてMORC会員になることをお願いしている事、D栈橋について将来に関しては今後実際に運営している方々との協議することになると考えている。

井上会員から、A栈橋調停結果の詳細について、会員への周知がなされているかとの質問があった。赤石理事長から、裁判の結果はもちろん、未来永劫会員がどういう経過でこういう結果になったかについて知っていただきたく、調停からなにかから全て資料は出している。

MORCの主張としては、セイルヨットが栈橋費用を支払わなかった時点で契約違反であると、栈橋を請け負ったファーストマリンがそのように証言している。裁判官がその証言を受け付けなかった。和解は、判決を結審する日にちをもらった時点で、裁判官が我々に和解を勧めた。そういう経緯があった。鈴木会員から、和解金について、裁判当事者である井上さんから和解した後に、和解金について詮索するのは一番不適當な方が質問しているように思う。一般会員からの質問であればわかるが、和解というのは、和解したら一旦終了というのが筋ではないですか？との指摘があった。

以上の質疑応答の後、

令和6年度事業報告及び令和6年度予算に関する件について、出席者から拍手をもって承認がなされた。

【第2号議案審議】

【議長】2号議案、井上会員の除名決議案について入ります。提案者、赤石理事長お願いします。

【赤石】総会資料としてお配りした資料と、井上さん代理人弁護士からの書類と井上さんが今日配っているものがあります。提案理由は、本総会で2度、そして裁判の弁論で1度その文書で、井上会員が過去に宮城外洋帆走協会の財産を横領したということを認めている。これが文書化されたものが3通でありますので、それに基づいて定款に従い除名したいと提案をしました。弁明に関しては、私の元には郵送で届いていませんので、弁護士からの資料を我々は弁明の一種と資料と解釈した。事実としては簡単で、文書としてこれが提示された以上、組織として定款に従い除名することは当然である。よろしくご審議お願いします。

【議長】井上会員からの弁明を聞きたい。

【井上】弁明弁護ではなく、私は説明として捉えている。この案件は、平成15年に端を発している。当時私は総務担当理事で通帳と印鑑を預かっていた。自分の友人がお金が必要になった時に定期預金を解約して友人に用立てた。その後本人が自己破産した。それで、渡邊先生のところに行った。渡邊先生がこのことは内緒に下さい。自分の方でお金を出すから

からということで、渡邊先生から1300万円出してもらい定期預金を戻した。渡邊先生には、まだ1000万円ほど返していない。これが平成15年の話である。その後、赤石先生がこの事実を知ったのは、平成26年棧橋の建設の時、我妻さんが亡くなった時、誰かが赤石先生にメールしたことがきっかけであり、そのことで私が赤石先生に説明した。

それで、その時にはお咎めがなく、その後に総会で話すよう言われたので、総会で2度ほど話をした。それから裁判の経過の中で話をした。私が話をしたのはその4回である。これが、背任にあたることは重々承知しているし、これが原因で会員としての権限が無くなるということであれば、本来は時効期限の中で起きたことであればその通りだと思う。しかし特別背任という罪で時効7年です。つまり20年前の事件を、時効7年過ぎてそれを起因として人を裁けるのかということが最初の疑念でした。悪いことをしたのは解っているが、皆さんには度々謝罪をしている。塩釜警察署に行けと言われたので去年塩釜警察署に行っています。警察の判断もあった。昨日も警察に行ってきた。それから法的なことで弁護士とも話をした。いろんな経緯があるが、民法刑法色々あるが、私が聞くところによれば、時効案件で人を裁くというのは、他の犯罪である。そういう解釈をした方が良いと言われている。警察署は、罪を決めるのは検察で、裁判にやるのも検察で、調べるのが警察である。わかりました、それで調べるんですか？と聞いたところ、井上さんの立場ではなく公平な立場で調べるからと警察から言われた。

決議案の件1番について今説明しました。2003年の発生なので20年経っています。3番目、特別背任の時効は7年です。本案件が発生した後、15年8月に当時の渡邊理事長からは、お金出すから無いことにしてくれと言われた。定期に戻せと言われた。だから私が、罪に問われるのであれば、それを指示した渡邊理事長も罪に問われるべきだ。だから罪ではなく、すでに時効だと思うのでその辺を審議してほしい。

宮城外洋帆走協会には、平成15年8月の時点で元に戻っています。これで金銭的損害は修復したということに法的にはなります。現在弁護士に相談しております。既に時効の案件について多数の方に話をしていることは名誉毀損に当たる可能性が高い。どこに相談して

もそのような話で来る。令和4年12月19日、去年の総会で乾から警察に行くように言われた。反対の人はいるかという議長の話で決議され、私が総会を退出したという経緯がある。法的手続き、結果によっては、自分を守るためいろんなことが起きますので、その時はよろしく。この案件は、総会で議決するものではない。どうしても提出されるのであれば、総会というのは、最終的にどのような判断をしたかということについて、求められることになる。賛成反対保留欠席委任誰に委任したかについて文書で明らかにするのは、人を裁く時には当たり前の手続きである。手続きに瑕疵があると、宮城外洋帆走協会が、責任を問われることになる。9番目FBで本総会案内掲示をしているが、2号議案井上除名決議案の件ということそのまゝ掲載しています。現在名簿には井上は一人しかいないので、全世界に対して、井上馨を除名すると公言したわけである。ハラスメントである可能性もあるよって警察は言っていた。除名を目的とする手続きは次のとおり。（持ち込み資料読み上げ）会員全員に除名の理由を発生時期法の見解を示します。弁明弁護のため総会を開催します。総会が、会員総数の3分の2の出席があるとなれば議決が可能である。しかし、総会出席者が、会員総数の3分の2に満たなければ、今回出席者は3分の2未達です。そうすると、私の弁明が委任を出した人に対して、行くのか行かないのか行かないですね。だから委任を出した人に、行く状態になってから、決を取るのであれば正当な手続きになる。委任を出しておけば、議長の森田さんが言われたように、それが委任したのだから出席扱いというのは良いけれど、弁明弁護に対して知らないまま、それが決として取られた時に、仮に法的問題でその賛成した人に、法的責任が行くとなった時に、委任した方にも法的責任が行きますので、それはだめです。犯罪性というのは、いわゆる役所とか嘘を書いたとか色々あるが、結局は本総会で議決になるかどうかかわからないが、少なくとも弁明なり資料なりを会員全員に通知して、その上で総会で私の処遇を議決されたら良いと思う。

次に2枚目の、赤石先生宛の、小関弁護士からの文書、““弁護士文書読み上げ””（添付資料参照）その後で、定款の関係要件を添付した。第8条 ““定款第8条読み上げ””（添付資料参照）法令に違反しませんかということを検討していただいて実施ください。一般社団法人は、議決権運営権は一般の会員の方に存在する。一般会員の方が、判断することです。法令を知らないとミスを犯す可能性がありますので調べてきました。““定款第8条2読み上げ””（添付資料参照）そのため、宮城外洋帆走協会は私に弁明の機会を与えたと認識していると思うが、私は認識していない。““定款第14条読み上げ””（添付資料参照）次に、社員総会の決議は、総会の過半数が出席し、委任状は正当です。出席した正会員の議決権の、過半数をもって賛否同数の時は議長の裁決による。これは通常の決議です。3番に第1項の規定に関わらずとあります。次の決議は、総正会員数の過半数以上、準？正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数、準？正会員の3分の2にならないと手続き上、瑕疵があったということになる。以上が私が調べてきたことである。迷惑をかけたことには申し訳ないと思っているが、当時黄川田理事長もご存知と思うが、めちゃくちゃな事務作業の中で、してはいけないことをしたことについてはお詫びする。以上。

【議長】以上の弁明に対して何か？

【木村】今の井上さんの説明には、一部瑕疵があります。定款の第15条社員総会の議決、第15条正会員は議決権を有する。2 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面または電磁的方法により、議決または議決権の行使を委任すること

ができる。3 前項の場合における正会員は出席したものとみなす。という条項がある。今回はこれが適応される。毎回そうである。従い、先ほどの説明は片手落ちである。

【赤石】最初に申し上げた通り、この定款には、時効というものは全く書いていない、この会に関しましては、提案事項は非常にシンプルであり、文書によって明らかになった時点で、その組織はどうするかということです。警察がどうのこうのということは一切関係がない。この定款に従って、時効を書いていない定款に従って、どのように組織は判断するか、したれば良いか、それだけのことである。誰かが誰かをどうするかとか、そういうものではない。しかも、期限を区切って弁明ということをお願いしているが、郵送も全くされていない。これを総会で弁護士が言ってきた配達証明がありますので、井上さん自身がこの内容を私にきたものを公表しただけである。民法と刑法を言うのは、組織としては、それは関係がない。事実として、明らかになったことが、はっきりとした時点で、組織はどうしたら良いかというそれだけのことである。以上。

【木村】先ほど井上会員から説明があった、社員総会の決議第3項、これの解釈の問題で、第1項の規定に係らず次の議決は正会員の半数以上であって、この半数以上であっての意味する所は、出席した総正会員数の半数以上ということになる。そして、総正会員数の議決の3分の2以上にあたる多数を持って決する。すなわち、半数以上の出席で尚且つ3分の2以上の議決があれば可決されるという意味である。以上。

【鈴木】井上さんの弁明を確かにお聞きした。近未来の裁判までお話された。私が聞いたかったのは、前理事長に相談した際に、確かに自分で恥じるどころがあったと思うが、その時に自主的に退会することを考えることは無かったのか？それとも誰かに、退会しなくても良いと言われたのでしょうか？

【井上】渡邊理事長に、事実を全部話した。それで、総会に出なければいけないし、警察に行かなければならないと話をした。退会することも含めて、もうヨットに関わるのとはできないと、一旦腹を括った。ところが渡邊理事長が伏せると、全部伏せなさいということと言われたので、渡邊理事長がどうにかするのだろうと思い、一旦そこは、警察にも行かなかったし、総会で話をすることも止めた。辞める意思があったのかというのは、当時非常に忙しい総務担当理事めちゃくちゃな状況で、これから逃れられるのであれば会なんか辞めても良いというのは、正直心の中にあっただ。申し訳ないことをしたと思うと同時に、これで、めちゃくちゃな業務、一円も頂けない中で定期預金を解約したのは申し訳ないと思う。一円も頂かないで、日夜宮城外洋帆走協会の作業で忙殺されるということが、ある種理由になるのであれば、会員を辞めたいというのはあった。

【佐藤哲】感想ですが、物騒なので、脅しみたいなのをされるのは物騒なので、今日の議決をどうしたら良いか判断つかないのではと思う。ひとつ井上さんに聞きたいのは、MORCの会員に残りたいのですか？

【井上】いえ

【佐藤哲】残りたくない。じゃ、そんな物騒なことは言わないで、後で相談しましょうで良いのでは？なんか物騒すぎるというのが正直な感想。

【森田】井上要求書第8項、この案件は、総会で議決する案件ではないが、どうしても議決する場合云々と書いてあることに、これについて拒絶したいと思うが、皆さんいかがですか？ どうしてこんなことを我々は要求されるのか。我々は自由な考え方で、それなりの判断で意思表明をすれば良いだけであって、総会という場で皆で合意して総会として決めるものであり、個人で決めるものではない。従って、こういうものを求めることには、私は拒絶したいと思う。私は議長であるので、皆さんでこの点について協議してもらいたい。

【井上】私がなぜ法的手続きとか、裁判ということをお話しているのは、人により解釈が色々あると思うが、A棧橋の一件で、私としては設立時から宮城外洋帆走協会の最終的には、10年経った後には、宮城外洋帆走協会のものにすべく、私が過去に犯した罪滅ぼしということを考えて、赤石先生と打ち合わせをしながら、同意を得ながら進めてきたという自負をしている。会員に説明するのは、理事会理事長からではない私個人からの説明は、越権行為になるので控えさせていただいていたが、総会での説明文書を作ったり、実際にセイルヨットを生かしてくれという赤石先生のアドバイス、補助金をもらったら良いのでは？ということをお話し合いの中で受けて、それで、セイルヨットが残した借財を背負って代表取締役になって、セイルヨットを安全に着地させ、最終的に宮城外洋帆走協会のものにA棧橋を持っていきたいと考えて、8年9年やってきた。ですが、その間にセイルヨット側からすれば、書類を交わしておけば良かった、言った言わないになる、それからそれは仮の話であるとかいう話がある裁判の中で出ましたので、これは、将来またそう言われるのではないかという疑念が湧いた。従って、弁護士とも相談したが、やはりきちんとした手続きがあって、瑕疵があった場合はその手続きが無効としなければならないとアドバイスをもらった。従って常に裁判を前提として、今回の総会にも臨むことになった。宮城外洋帆走協会は任意団体から始まって、先輩後輩の中でなあなあでやるということだったが、実際に棧橋という巨大な資産を作る段階になって、セイルヨットが潰れば銀行が差し押さえをして、棧橋をどこかに競売する話になってしまうので、セイルヨットを潰せないねということで頑張って9000万円ほどの借金を完済した。それでやっと2年後に正式に宮城外洋帆走協会の所有となる。

【議長】議題と内容が変わってきている。

【井上】なぜそのような話になるかというのは、これは自分の自己防衛である。今、そんなに会員になりたいのかという話があったが、所謂話が一人歩きをするのを避けたい。だから法的な理由が欲しい。会員を罷免されても、こういう理由で公明正大な理由で辞めました、そのためには、最終的に議事録に瑕疵があるのか、法的に瑕疵があるのかということをお全部把握して確立しないと先にあげた裁判で言った言わないということになることを経験したのでなあなあはやめようと思う。

【赤石】裁判の和解の結果については、もうどうこう言わないことになっている。そうするよう和解文書に書いてある。そのことと今回のことは全く関係がなくて、あなたの横領事実が文書化された、そのことに関して何も処分しない組織ってどういう組織か？それだけのことである。後で民法刑法に抵触するからと言って裁判を起こすのは自由である。しかし、組織の行動として、この単純な事実の前に、何もしないというのは、それは組織としておかしい。よろしいですか？

【井上】何年か前の総会で私が話した時にすでに文書化されているが、それを今取り上げるのはどういうことなんですか？

【赤石】証言がそろったからです。文書が文書として、誰もがみれるようになっているわけですから、この事実をもって何もしない組織というのはどういう組織なんですか？それは例えば、その後で国からあるいは検察裁判所からこれは駄目だよと言われれば、それはそうですかと言うかもしれない。しかし組織の当然の反応です。

【議長】今、理事長から話がありましたのは、今回の総会資料の第19ページの仙台家裁の議事録で公式記録中の公式記録であります。その20ページの所にいろいろと事実が公になりました。いままで、我々はいろいろと聞いていると思うが、それはあくまで噂話であったが、今回初めて公式な文書として公になったので、それに対しMORCとしてどう対

応するのかというのが理事長のご意見です。

【森田】議長ではなく、会員森田としての意見ですが、除名に関することは、MORCとしてどうするかを討議を総会で行うものである。従って一個人が良い悪いというのが結果的に反映されるものではありません。相対的に総合的に決めてMORCとしてどう判断したかということであって、各個人のところに賛成反対したとして、法的な訴訟相手にされる必要性も無いし、不合理なことが民主主義においてあってはならないと思う。

【議長】議長として、この8の項目について、議決の際はこれこれについて個人別に井上馨宛に提出しろという要求について拒否する方の挙手を求めます。

【木村】16名挙手

【議長】この第8項に関しましては、総会の議決としまして拒否することと致しました。

【佐藤敬】第4項について、宮城外洋帆走協会の定期預金は、平成15年8月の時点で元に戻っていると書いてあるが、これを元に戻したのはどなたですか？

【井上】私が元に戻しました。

【佐藤敬】渡邊先生ではなくて？

【井上】渡邊先生からお金を預かって、私が七ヶ浜漁業協同組合の定期預金に戻しています。そうしろと言われました。

【佐藤敬】渡邊先生には、その立替で頂いたお金を返済しているのでしょうか？

【井上】1000万円くらい、まだ返済していません。

【佐藤敬】渡邊先生も宮城外洋帆走協会の会員です。その会員に対して多大な金銭的損害を与えたこととなりますが、それについてはどういうふうに思っていますか？

【井上】それは、前の総会でも説明しているが、大変申し訳ないと、できるだけ早く返したいと思いますが、原資が無いので返済できない状況が続いている。

【佐藤敬】会員に対してそういう損害を与えたという事自体、除名の原因になると思いますが皆さんいかがですか？

【黄川田】今の件、たぶん個人間の貸し借りは問題にならない。私の見解です。ただ、定期預金漁協に積んでいた1300万は性格からいうと基本財産である。この時点で公益社会法人だったので、基本財産は総会決議がないと使えない。まずそここのところに違反していた。大前提として、貸し借り云々については、今その当時の理事もこの場にいらっしゃるが、誰もその性質的なものについて知らなかった。今ここに来て、この1-2年で、赤石先生もその内容について承知したと聞いた。渡邊先生が立替金を指示して、帳簿上辻褃を合わせたのは、井上を庇ったわけではなく、この時期公益社団法人から一般社団法人に移行する時のできごとです。この流用については、県の教育委員会認可の公益社団法人としては、認可を取り消される可能性のある事件であった。だから渡邊先生は誰にも言わず、スムーズに移行させるためにやむを得ず内々に処理した。理事長経験者としてはやむを得なかったと思う。井上が、これを逆にとることは決してしてはいけない。MORCというが基本的には公益社団法人であっても一般社団法人であっても、会員によって成り立っている協会なので、それに対する背信行為をしたならば、会員個々にまず謝るべきである。

私自身も、ここに至るまでの原因を作った様々な部分で関与しているので、会員の皆様に謝らなければならない。6年間ほど理事をした。退任するつもりは何ヶ月か前に、当時の事務局長の古谷さんから告発状を受け取った。当時の総務委員長の井上馨が運用資金の中から500万円定期を解約現金化し、最終的には辻褃を合わせるという行為が発覚したというものだった。元県職員だった古谷さんは、許すわけにはいかないので告発するので除

名を提案したい、提案後にはその報告を添えて、年に一回提出する決算報告に添えて県に提出したいというものだった。渡邊先生とは別に、私個人の揉み消しは私の罪です。理事の中でも全員にこのことを話したわけではない。しかし今回の事案について石巻の先輩に話したところ、いつでも証人を出すと言われた。本来やってはいけない揉み消しにあたる。本当に申し訳ありませんでした。その時に、井上馨には、除名しないので理事をやめなさいと告げた。古谷さんに引き続き仕事をしてもらうための条件として、私が理事長を辞めた後3年間、理事としてスムーズに移行するようにします。そういう話で渡邊先生に理事長をお願いした。そういう経緯であったが、いつのまにか井上は理事に戻るばかりか、金融を扱う総務になっていた。MORCがどうこうでなく、会員一人一人に対して、謝らなければならない。除名と言われてもしかたが無いことです。

A 棧橋に関するMORCとの示談を読んだが、補助申請に関しては虚偽である。詐欺行為である。当時の今の執行部にも責任があると思うが、MORCが申請をしていたら、今の北棧橋にも予算がおりた。北棧橋に不測の事態が起きたら、逃げるのに棧橋がなければどうするのか？その時に実際に管理していたのは誰なのか？という話になれば、管理していた所が申請すれば予算がおりた可能性は十分ある。そういう点を踏まえると、どさくさで誰がどう対応するかわからない中で、さも権利者であるかのように言われると、文書を出したMORCから出ている承認書という所有権が誰にあるかという文書についても、赤石先生がハンコを押していないことを誰か知っています。本人知っています。

【井上】赤石先生押したんだよ。

【黄川田】押した？

【井上】押したんだよ。

【黄川田】押してないって。何故かという本人から聞いているから。我妻本人から。

【井上】ええっ？

【黄川田】我妻本人から補助金申請の時の所有権がどこにあるかの文書について、誰に作ってもらったか、本人から聞いています。

【井上】それ別の書類じゃない？

【黄川田】別の書類じゃないです、申請書類です。

【赤石】棧橋の経緯については、和解で、これ以上もうどうこう言わないことになっている。

本日の問題にはできません。この行為そのものについて、組織はどう判断するかというシンプルなことです。

【黄川田】除名は重いと思います。ですから、辞めなさい。辞めなさい。それだけです。

【議長】他に無ければ採択に入りたいと思います。

【佐藤敬】個人的に懸念事項があって、弁明書10番、“委任状出席者が弁明弁護の内容を知らされずに採決を行うと言うことに関して、実際に井上さんの弁明弁護を、委任状出した方が聞いていない。

【議長】委任ということは、自分の判断とかを結論を委託するわけです。委託した人は、出席者とみなすと定款に書いてあります。従いまして、被委任者の判断で十分だと考えられます。

【議長】採択に入りたいと思います。

【櫻田】除名をするかどうかの採択ですか？8番について決を採ったわけですが、除名という形をとると、どうしても問題が起きる可能性があるんで、この場ですぐでなくても、退会勧告という形で後日本人からの退会届を受け取るという形をとられたらいかがでしょ

うか？

【この後、除名決議を行うか、除名ではなく勧告にするか、時間的猶予を与えるか、動議として扱うかについて様々意見があった。】

【黄川田】こんなのがずぐずやってもしょうがないので、せっかく今日議案として出ているので、今日決議してしまえばいいじゃないですか。だってまだどうなるのか決まっているものでもないです。その辺り、もし仮に除名になったら、井上さんが手続き踏んで、弁護士なりなんなりやって自分の身分を回復するための訴訟なんなり起こしてください。

それが組織としての対応ですよ。一つだけ言うておくと、時効案件云々と書いてあるが、“当時の理事長に罪を問わないとご承認いただいたこととなります” これ言い切りはやめてください。問わないと言ったわけではないです。だったらこれは理事会にかけて全員がこの案件についてはこうしましたからという承認を得なければならない。1300万円の性質について、どういうふうにして決議して、これ理事責任にもなりますからね、全員。なのでこれはそれを踏まえて理事長が表に出さないということであるので、これを、ここ1、2年で当時の理事職の人たちが判ったという経緯もありますので、私は法的にはよく解りませんが、そこも含めながら井上君が考えて、とりあえず今日は今日で決議して、あとは法的手続きなんなりという形にした方が、すっきりすると思います。以上。

【議長】決を採ることで宜しいですか？今の黄川田さんの意見に従い、採択をしたいと思えます。採択内容は、井上馨さんの除名を協会として決議することで、賛成の方は、挙手をお願いします。

【木村】会員総数89名、出席者20名のうち賛成15名、反対4名、委任者40名のうち賛成38名、反対2名、合わせて賛成53名反対6名で可決になります。尚、議長1名は採決に不参加となります。

【議長】2号議案、井上会員の除名について決議しました。

【井上】除名に関して文書でください。いつから除名になっていつから発効するのか、議事録を添付してください。それを持って、除名を認識する。

【第3号議案審議】

その他の議案

1. 役員任期について (井上会員)

【井上】理事の役員任期は12月31日であるが、本総会に理事に関する議案が出ていない。総会で議決承認が必要なものである。できれば、どういう手続きで次期理事を選任するのか確認してもらいたい。

【赤石】定款に選び方が記されている。

2. 議決履行について (乾会員)

【乾】書記を担当し議事録作成を行なっている。会議で話し合い、皆様が合意した記録を文書にして皆様にお届けしている。しかし、ここに来て、皆さんで話し合い合意した事が、再びまた反故にされる事案が発生した。艇代表者会議の会計報告で改めて説明するが、今年度から小浜運営管理費を支払う艇が増えたことで、年間5万円の小浜運営管理費を4万円に減額していた。しかるにY23クラブから、小浜運営管理費を支払う理由がないので、支払わないと通告が来た。総会の場合において、この事実を皆様に報告する。

【田村】 その話は初めて聞いた。

【木村】 誤解があるので訂正する。お金を集めたようだが、その納入先をめぐって小浜フリートではなくて、MORCの方に入れたい。その理由は小浜フリートに帰属するものではなく、MORC本体に帰属するから前から小浜運営会議をいくりにするかということで議論を重ねてきて、私は小浜フリートに納めていただくべきことであると説明した。Y23の全員では無いと思うが、組織が違うのでMORCの方に納入したいということです。私も判断に困るところです。

【乾】 そのことは、これまでも議論の中の一つであるY23クラブがどこに帰属するかという所で、Y23クラブ側の方々が、未だにそのことについてお考えがあって、小浜フリートにお金を納める＝小浜フリートの中で活動するというようなイメージは拒絶したいというお考えがあると思うが、その議論はにおいて、とにかく小浜フリートの中でお金を払って一緒に活動していくという事で一旦話が終わったはずである。それを、やっぱり自分たちは小浜フリートに入る理由が無いから、小浜フリートにお金を入れることは筋違いなので入れたくはない。そう仰るのであれば、これまで、延々話し合いしてきたことは、全て水疱に帰してしまうのではないのでしょうか？今まで本当に長い間話し合ってきました。それをそんなことで、ぶち壊すのであれば話は全部無くなってしまってもおかしくない。

【田村】 誤解がないようにしたいところは、ずっと話し合いをしてきて、4万円で決着した。その通りです。Y23のオーナー各艇集金して、あるものに預けているという形です。そこの支払いで、どこに所属するか、Y23クラブが小浜フリートなのかMORCなのかのところの、そこのところがたぶんあやふやになってしまったと思う。今ちょっとびっくりした。

【乾】 そのことと、小浜フリートに小浜運営会議を1艇あたり4万円に減額してお支払い頂くとすることで、延々と議論話し合いを重ねて決定したことなんです。それを今更、小浜フリートにお金を入れたくないと言い始めるのであれば、全て話は全部無くなって、最初から私たちの話し合いは全部無かったことにしましょうと言っているのと同じことになるのではないですか？

【田村】 承ります。そこについてちゃんと内部の中で確認して、お金を預けている人間がそのように乾に言ったのかもしれないが、そういう認識はないので、小浜フリートに所属しないから払いたくないとか、そこについては皆に確認したわけではないので、怒っていることが今理解できたので、そこは早急に集まって。

【乾】 怒っているのではなくて、今までの議論を全部無かったことにする気ですか？と聞いている。

【田村】 それはないです。やりとりの行き違いの方が大きい気がする。いろいろ迷惑かけて申し訳ない。

【森田】 前回小浜の総会の時に、Y23クラブの問題が出た時に、組織的に宮城外洋帆走協会の中で組織として、どこに所属するんだ、どういう運営するのか、かつあの時はMORCの中にいるのであれば個別の単独のルールを作ろうとするのはおかしいのでは、という話があった。それに対し、わかりました検討しますということでその時はそう収まったが、その後何も聞いていない。組織、宮城外洋帆走協会という組織からは、MORCに入るのか、小浜フリートに入るのかは大問題な筈である。そういう意味で、先ほどのお金の問題も発生するし、責任問題権利問題が発生します。だから、きちっと皆に提示して、皆で納得すれば良いのではないのでしょうか。そのステップが全然取られていなくて、身内で決め

られちゃっている、こうなっています。

【田村】 適当に議論しているわけではない。

【赤石】 その件に関しては、まず理事会で乾が参加していなかった理事会で、もう少し妥協点があるので、それについては討議されている。ただ、前回の理事会では決定になっていない。それは必ずうまくいくと思う。決して反故にするとかそういう事ではないように議論が進んでいる。参加によって、これは艇代表者会議における議題だと思うが、参加によって皆さんの負担が減っているということだけは保証できます。

【鈴木】 30年ほど、小浜で遊ばせてもらっている。小浜フリートという言葉を出した時に概念として、一般的に考えれば小浜港でヨットを係留してそこで活動しているという言葉だけれど会計を伴う。しかしながら、小浜会計という団体は小浜フリートという団体はどういう団体なんだろうという事を考えた場合、明らかにMORCの下に属するものだと考えられる。強いて言えば泊地委員会かと思うが、乾には申し訳ないが、お金をどっちに入れたとか、まるで別団体のような主張をされることは、あまりよろしくないのでは、これからのためにもよろしくないのではないかと思うので、やはり、MORCの中の泊地委員会に属する任意団体このような形の位置付けでしないとこれからもやっぱり同じような問題が続くと思う。ですから、判断はMORCの理事会に主導権を取らせていただきたいと思う。

【森田】 個人の質問ですが、それは理事会だけで勝手に決めてしまって良いのでしょうか？ MORCの組織に関わる問題なので、MORCの組織論的な問題になるのでMORCの総会にかけるべき議案であると思う。

【佐藤敬】 いろいろ誤解があるようなので、乾と後で話をしたい。

【乾】 了解です。私が今日言いたかったことは、会の冒頭にも話をしたことですが、皆で話し合っただけの事を反故にして無かったことにするようなことは、皆でここで楽しくヨットをする上で、話し合っただけの事を反故にすることは勘弁してほしいと言う事です。

【議長】 本日は、白熱した討議がなされました、以上を持ちまして、本日の総会を終了したいと思います。

【参加者】 拍手